

商標法50条に関する審決取消請求事件の分析 —使用証拠の評価について—



辻本法律特許事務所
弁護士 松田 さとみ

第1 はじめに

知財ぷりずむ2023年9月号14頁以下（以下、「前論稿」という）にて、「商標法50条に関する審決取消請求事件の分析」と題して、平成25年1月以降に判決のあった商標法50条に関する審決取消請求事件の請求を認容した裁判例を通じて、当事者の属性・商標の社会通念上の同一性の判断・通常使用権者の認定の各観点から検討を加えたが、本稿では、使用証拠の評価が審決と裁判例においてどのように異なるのか、使用証拠の評価の観点から検討を加えてみたい。

なお、2023年9月号執筆時点から現時点まで、商標法50条に関する審決取消請求事件について新たに1件の判決（知財高裁令和6年1月30日判決・取消2022-300380号事件）が出ているが、同判決も¹取消請求を認容する判決であった²。

第2 使用証拠の典型例

特許庁の「不使用取消審判請求に対する登録商標の使用の立証のための参考資料—登録商標を使っていたことを証明するために—」の「3. 使用の立証にあたっての留意事項」³では、【典型例1】登録商標を表示した商品を自己の店舗で販売している場合、自己の店舗に陳列された商品の写真と、その商品の販売の事実を裏付ける取引書類は、商標を付した商品の譲渡等（商標法2条3項2号）に係る使用の有力な証拠となるとされ、写真については、登録商標、登録商標が表示された商品及び撮影日が確認できることに加え、写真の撮影者や撮影場所を別途記録しておくこと、その写真が、要証期間内に、どこで、誰に撮影されたのかを明らかにできるようにしておくこと、取引書類については、要証期間内に商品が注文・販売されたという一連の流れを客観的に確認できるように、日付、商標権者等の名称及び店舗の名称・所在地等が記載されていることが重要とされ、また、写真の商品に関する取引書類であることを明らかにできるよう、写真の商品

1 前論稿で紹介したとおり、平成25年1月以降に判決のあった商標法50条に関する審決取消請求事件のうち、登録商標取消審決に対する請求認容判決は51件中23件（請求認容率45.1%）、不成立審決に対する請求認容判決は61件中10件（請求認容率16.4%）あった。

2 審判では答弁せず、訴訟で使用証拠を提出し、請求認容となった事案である。

3 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-shohyo_torikeshi/document/index/shiyourisshou.pdf・3～4頁。